

手順書例

【輸入粗飼料】

手順書例（輸入粗飼料）

飼料等の適正製造規範（GMP）手順書

平成〇〇年〇〇月〇〇日
(改訂：平成〇〇年〇〇月〇〇日)

〇〇社 〇〇工場

目 次

- 1 目的
 - 2 輸入粗飼料の規格の遵守状況の確認とリスク評価
 - 3 品質管理
 - 4 苦情処理
 - 5 回収処理
 - 6 教育訓練
 - 7 輸入粗飼料の輸送及び保管に関する手順
 - 8 記録の保存
-

1 目的

本文書は、「飼料の適性製造規範（GMP）ガイドラインの制定について」（平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知）に定める「飼料の適正製造規範（GMP）ガイドライン」の規定に従い、輸入粗飼料の安全性を確保するために実施する業務の手順を定める。

手順書作成上の注意点

2 輸入粗飼料の規格の遵守状況の確認とリスク評価

1) ●●●●は、以下の項目が有害物質として混入するリスクが存在することを認識する（別紙1）。

- ① 農林水産省令で基準値が定められている物質（残留農薬等）
- ② 通知で基準値が定められている物質（重金属）
- ③ 通知により指導が行われている物質（エンドファイト毒素、硝酸態窒素）
- ④ その他必要と思われる物質

自社名を記載します。

2) ●●●●は、輸入粗飼料の供給者と別紙1の規格に適合した輸入粗飼料が供給されることを担保する契約、同意書、覚書等（定期的な自主検査（輸入業者団体による検査を含む）の実施により代替できる）を結び、これを保存する。

自社名を記載します。

3) ●●●●は、契約の有無、生産国の実状、粗飼料の種類等に応じて、海外の農場、倉庫等に出向くなどにより以下の点を確認し、別紙2に記録し、保存する。

自社名又は予め指定した他社名等を記載します。

① 輸入粗飼料の規格への適合性

② 輸入粗飼料の安全性に係る情報（害虫の発生状況、農薬等の使用状況、生育状況等）

4) ●●●●は、海外の農場、倉庫等に出向けない場合、電話、電子メール又はFAXを利用し、以下の点を確認し、別紙2に記録し保存する。

自社名又は予め指定した他社名等を記載します。

① 輸入粗飼料の規格への適合性

② 輸入粗飼料の安全性に係る情報（害虫の発生状況、農薬等の使用状況、生育状況等）

5) 3)、4)に基づき、輸入粗飼料のリスク評価を行う。

6) ●●●●は、安全性に係る情報のうち、重要と考えられるものについては、独立行政法人農林水産消費安全技術センターを通じて農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課に報告する。

自社名又は予め指定した他社名等を記載します。

3 品質管理

1) 体制

品質管理の責任者は、●●●●とする。又は、担当者は●●●●とする。

役職名等を記載します。

2) 飼料等の品質管理（試験）を委託する場合には、責任者は、実績等を考慮し適切な品質管理（試験）が行える先を選定し、文書による契約を結び保存する。

契約に限らず、それに準ずるものでも構いません。

3) 責任者又は担当者は、別紙3によりサンプルを採取した場合は、別紙4に記録し、保存する。サンプルは、ロットを代表するサンプルを適切な方法で採取する。

4) 採取した検体について別紙3の試験を実施した場合は、その結果等を別紙4に記録し、保存する。

5) 責任者は、(2)の試験結果に異常が認められた場合には、●●●●した上で、独立行政法人農林水産消費安全技術センター肥飼料安全検査部飼料管理課に報告する。

自社の決裁手順等を記載します。

4 苦情処理

1) 体制

苦情処理の責任者は、（役職名等）とする。また、担当者は（役職名等）とする。

2) 責任者又は担当者は、製造業者等から取り扱う輸入粗飼料に含まれる有害物質に関する苦情があったときは、次の業務を行う。

① 苦情に係る事項の原因を究明し、苦情元への対応を含む所要の措置を講じる。

② 苦情の内容、原因究明の結果及び改善措置等を記載した別紙5を作成して保存する。

③ 担当者が①又は②の業務を実施した場合は、責任者に報告する。

3) 責任者又は担当者は、(2)の業務を行った場合は、●●●●を行う。

自社の決裁手順等を記載します。

4) ほ乳動物のものと疑われる異物の混入については、平成17年2月1日付け16消安第8993号農林水産省消費・安全局長通知「粗飼料の異物混入について」に基づき、対応すること。

5 回収処理

1) 体制

回収処理の責任者は、●●●●とする。また、担当者は●●●●とする。

役職名等を記載します。

2) 回収の手順

① 責任者は、当該粗飼料が回収の対象となるかどうかの判断をする。

② 回収する場合は、回収する粗飼料の名称、管理番号、回収方法等を販売先に連絡し、他の粗飼料への混入が起きないように留意しながら輸送・保管を行う。

管理番号等を設定していない場合、本船名、コンテナ番号等、当該粗飼料を特定できるものを記載します。

③ 責任者は、回収した粗飼料の処置を検討し、適切な措置を講じる。

④ 責任者は、①～③の内容について、別紙6に記入し保存する。

⑤ 農林水産省が有害畜産物の生産又は家畜等への被害のおそれがあると判断し、その連絡を受けた場合も、①～④の対応を行う。

3) 回収を行った場合は、原則として回収の理由及びその内容について、独立行政法人農林水産消費安全技術センター

肥飼料安全検査部飼料管理課を通じて農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課に報告し、その写しを保存する。

6 教育訓練

1) 体制

教育訓練の責任者は、●●●●とする。また、担当者は、●●●●とする。

役職名等を記載します。

2) 教育訓練の内容及び記録

責任者又は担当者は、以下の研修会等のいずれかを関係社員に受けさせ、別紙7に記録し、保存する。なお、技術取得のための現場での訓練（On the job training : OJT）については、その部門における在籍期間を記録し、保存する。

① OJT

② 飼料等の安全性に係る情報の周知

③ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター主催の研修会参加

③ 農林水産省の発出する法令等の周知

⑤ その他（ISO等の品質マネジメントに関する研修等）

7 輸入粗飼料の輸送及び保管に関する手順

1) 体制

① 輸入粗飼料の輸送の責任者は、●●●●とする。また担当者は、●●●●とする。

役職名等を記載します。

② 輸入粗飼料の保管の責任者は、●●●●とする。また担当者は、●●●●とする。

役職名等を記載します。

2) 輸入粗飼料の輸送の担当者は、次の業務を行う。

① 有害物質が混入しないように輸送を行うこと。

② 確実にシート等で覆い、濡れないように輸送を行うこと。

③ トラップ等の設置にて、ねずみ、衛生害虫等をできる限り防除すること。

④ 輸送する輸入粗飼料の名称及び管理番号を確認すること。また、確認するために必要な書類を保存すること。

⑤ ①～④の事項に違反するような事項が発生した場合には、責任者に連絡し、適切な措置を講じる。

管理番号等を設定していない場合、本船名、コンテナ番号等、当該粗飼料を特定できるものを記載します。

3) 輸入粗飼料の保管の担当者は、次の業務を行う。

① 有害物質が混入しないように保管を行うこと。

② 確実にシート等で覆い、濡れないように保管を行うこと。

- ③ トラップ等の設置にて、ねずみ、衛生害虫等をできる限り防除すること。
 - ④ 保管する輸入粗飼料の名称及び管理番号を確認すること。また、確認するために必要な書類を保存すること。
 - ⑤ ①～④の事項に違反するような事項が発生した場合には、責任者に連絡し、適切な措置を講じる。
- 4) 輸送又は保管を委託する場合には、委託先が(1)～(3)が規定された手順書を備えていることを確認し、備えていない場合は備えるよう依頼する。
- 5) 手順の実施状況について、定期的に確認、評価を実施する。委託先は直接訪問する。

管理番号等を設定していない場合、本船名、コンテナ番号等、当該粗飼料を特定できるものを記載します。

8 記録の保存

●●●●は、本手順書における記録を、作成の時から▲年間保存する。記録の保存については、電子的な保存も可能であるがアクセス権限を制限するなど容易に書き換えが行えない、又は書き換えた場合に記録が残るよう記録の信頼性を確保できる方法で保存する。

●●●●：自社名又は予め指定した他社名等を記載します。
▲：2年以上の特定の年数を設定します。

別紙 1

飼料等への有害物質混入防止のための対応ガイドラインに基づく輸入粗飼料の規格

I. 農林水産省令で基準値が定められている物質（残留農薬）

○農薬

有害物質名	対象	基準値
γ-BHC	牧草	0.4mg/kg
2,4-D	牧草	260mg/kg
BHC（α-BHC、β-BHC、γ-BHC及びδ-BHCの総和をいう。）	牧草	0.02mg/kg
DDT（DDD及びDDEを含む）。	牧草	0.1mg/kg
アセフェート	牧草	3mg/kg
アトラジン	牧草	15mg/kg
アラクロール	牧草	3mg/kg
アルジカルブ	牧草	1mg/kg
.....
.....
.....

II. 通知で基準値が定められている物質

○重金属等

有害物質名	対象	基準値
鉛	乾牧草	3.0mg/kg
.....

III. 通知により指導が行われている物質

○その他

硝酸態窒素	スーダングラス	概ね0.1%以下
-------	---------	----------

注) 硝酸態窒素については、全給与飼料中の濃度で給与を調整することができるが、その場合には以下のガイドラインを参考とすること。

飼料中硝酸態窒素濃度のガイドライン（乾物中mg/kg）

硝酸態窒素濃度	飼料の給与
1,000以下	給与しても安全
1,000～1,500	妊娠していなければ安全
1,500～2,000	乾物量で総飼料の50%以下なら安全
2,000～3,500	乾物量で総飼料の35%以下なら安全
3,500～4,000	乾物量で総飼料の25%以下なら安全だが、妊娠牛には給与しない
4,000以上	中毒の恐れがある

農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究所 安全性研究チーム「家畜中毒情報」
<http://niah.naro.affrc.go.jp/disease/poisoning/NO3-limit.html>

手順書例（輸入粗飼料）

○かび毒

エルゴバリン	ペレニアルライグラス及びトールフェスク → 500ppb 程度
ロリトレム B	ペレニアルライグラス及びトールフェスク → 2,000ppb 程度

注) エルゴバリン及びロリトレム B については、複数の種類の粗飼料を使用するよう、農林水産省により指導が行われており、中毒症状が発現する可能性のある全給与飼料中での濃度が報告されているので参考にすること。
なお、これらより低い濃度でも発現が認められるとの報告もあることから、使用者への注意喚起を徹底すること。

(参考情報：<http://niah.naro.affrc.go.jp/disease/poisoning/end-guide.html>)

IV. 独立行政法人農林水産消費安全技術センターのモニタリングにおいて検出率の高い物質

○該当なし

別紙2

輸入飼料の規格の遵守状況確認表

担当者氏名	日付	整理番号	確認方法
	平成 年 月 日		(現地・電話等)
輸入先			
輸入粗飼料の種類 (管理番号)			
輸入粗飼料の品質			
輸入粗飼料の 安全性に係る情報	<p>(記入上の注意事項)</p> <p>①栽培時及びサイロ等での保管時における農薬の使用状況やその農薬に関する相手先国での規制等の情報</p> <p>②輸出・輸入業者の個別又は団体間の安全性に係る同意書又は覚書等があればその旨記載する。</p>		
参 考			

別紙3

輸入粗飼料の種類	有害物質の種類	規格値	サンプリング方法 分析方法
スーダングラス	プロモキシニル 硝酸態窒素 異物 ・ ・ ・ ・	0.1mg/kg 以下 概ね 0.1% 以下 異物を認めない ・ ・ ・ ・	<p>■サンプリング方法</p> <p>1 コンテナ当たり 20 ベールを抽出し、1 ベール当たり 50g 以上均一に採取、混合し、2 等分する。 サンプリングの頻度は、□□□については初回輸入時及び必要に応じて実施する。 保存用試料は、○○ヶ月間保存する。</p> <p>■分析方法</p> <p>飼料分析基準(農林水産省消費・安全局長通知)による。</p>
ペレニアルライグラス (ストロー)	エンドファイト毒素 ・ ・ ・	ロレトリム B として 2000ppb 未満 エルゴバリンとして 500ppb 未満 ・ ・
トールフェスク (ストロー)	エンドファイト毒素 ・ ・ ・	ロレトリム B として 2000ppb 未満 エルゴバリンとして 500ppb 未満 ・ ・
・ ・	・ ・	・ ・

承認者
日付記入
印

品質管理記録

担当者氏名	日付	試験依頼日	整理番号
	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
試験対象製品名			
管理番号			
試験対象物質			
サンプリング数量			
試験依頼先	(記入上の注意事項:試験を委託している場合は「添付の試験結果報告書による。」と記入して試験結果報告書を当該品質管理記録に添付することで差し支えない。)		
試験結果	(記入上の注意事項:試験を委託している場合は「添付の試験結果報告書による。」と記入して試験結果報告書を当該品質管理記録に添付することで差し支えない。)		
適否の判定			
参考			

別紙5

承認者
日付記入
印

苦情処理記録

No. _____

日付	対応者名	対象品目	対象ロット
苦情の内容			
原因究明			
改善措置			
参 考			

承認者
日付記入
印

回収処理記録

担当者氏名	認知日	製品名	管理番号	整理番号
	平成 年 月 日			
販売先				
回収方法				
回収後の措置				
改善措置				
参考				

